

職業相談紹介事業における 業務の運営に関する規程

公益社団法人 京都市保育園連盟

第1 求 人

1 (公社)京都市保育園連盟(以下、「当連盟」という。)は、保育士・保育教諭・保育補助者・看護師・保健師・栄養士・調理師等保育園業務に関する限り、いかなる求人の申込みについても受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申し込みください。直接来所できないときは、電話連絡の上、所定の様式にて郵便、ファックス又は電子メールでお申し込みされても差し支えありません。

3 求人申込み時には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ所定の様式にて直接持参、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。

4 求人受付の際の受付手数料は、別表の料金表に基づき無料です。

第2 求 職

1 当連盟は、保育士・保育教諭・保育補助者・看護師・保健師・栄養士・調理師等保育園業務等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の応募登録票によりお申し込みください。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当連盟に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当連盟は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定した際の紹介手数料は、別表の手数料表に基づき無料です。

第4 そ の 他

- 1 当連盟は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から当連盟に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 当連盟は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当連盟は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当連盟の取扱職種の種類等は、国内における保育士・保育教諭・保育補助者・看護師・保健師・栄養士・調理師に限定するもの(青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない)です。
- 6 当連盟の業務の運営に関する規程は、以上の通りですが、当連盟の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者におたずねください。

平成 29 年 6 月 23 日